

光風流〇〇支部規約

第一章 総 則

(名称 及び 事務所)

第 一 条 当組織は光風流〇〇支部と称える。

事務所を加西支部は光風流本部に置き、その他の支部は支部長宅に置く。

(目 的)

第 二 条 当組織は光風流家元並びに光風流本部の制規に基づき、光風流〇〇支部所属師範、並びに社中相互の融知・協調を図ると共に、光風流華道技術及び知徳を高揚せしめ、当組織の発展と円滑なる運営を図るを第一の目的とし、地域社会の文化の発展に寄与する。

(事 業)

第 三 条 当組織は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

一、会員相互の連絡協調親睦に関する事。

二、展覧会及び講習会、研修に関する事。

三、その他目的達成に必要と認める事。

但し所属師範は必ず出席及び加入の責務あるものとする。

第二章 組 織

(資 格)

第 四 条 当組織の会員は、主として〇〇地方に在住する光風流師範並びにその社中をもって組織する。

第三章 役 員

(種 別)

第 五 条 当組織に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 一、支部長 | 一名 |
| 二、副支部長 | 一名 |
| 三、常任幹事 | 若干名 |
| 四、幹事 | 若干名 |
| 五、会計幹事 | 一名 |
| 六、監査 | 二名 |

第 六 条 会計幹事は常任幹事の内よりとる。

監査は顧問、相談役が兼任する事が出来る。

当組織に名誉顧問、顧問、名誉相談役、相談役、参与、名誉幹事を置く事が出来る。

必要な事業部門を設置する事が出来る。

(職 務)

第 七 条 役員の職務は次の通りとする。

一、支部長は当組織を代表し、諸般の事務・事業を統掌する。

二、副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。

三、会計幹事は会計事務をつかさどる。

四、監査は当組織全般を監査する。

五、常任幹事は当組織の重要事項を議定し、当組織の運営に当たり各部を担当する。

六、顧問、相談役、特別幹事は家元及び支部長の諮問や招聘に応じなければならない。

七、幹事は当組織の重要事項に参加し、各部を担当する。

八、常任幹事の任命無い場合には、幹事はその職務を代行する。

(選 出)

第 八 条 第五条、第六条の役員は家元が任命する。

(任 期)

第 九 条 当組織の役員の任期は二ヶ年とし、再任を妨げない。
欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とし
後任者就任するまでその職務を行う。

(身 分)

第 十 条 当組織の役員は名誉職とし、光風流家元及び光風流本
部制規、〇〇支部規約に基づき活動するものとする。

第四章 会 議

(構 成)

第 十 一 条 当組織の会議は次の通りとする。

- 一、常任幹事会は常任幹事をもって構成し、当組織
の重要事項を議定する。
- 二、幹事会は幹事をもって構成し、各事業を運営す
るにあたり各部を担当する。
- 三、常任幹事会における議決は即日家元へ報告し、
承認事項のみ速やかに遂行する。
- 四、常任幹事の任命無い場合には、幹事はその職務
を代行する。

(総 会)

第 十 二 条 総会は会員総会とし、毎年一回これを開催し、事業並
びに会計その他を報告する。
但し文書を以て報告し、総会に代える事が出来る。

(招 集)

第 十 三 条 常任幹事会、幹事会は、家元及び支部長が招集し会議

の議長となる。

総会は支部所属師範とその社中に書面にて招集する。

第五章 許 状

(階級申請)

第 十四 条 階級申請期間並びに各階級礼録は、家元の制規によるものとする。

(許状の伝達)

第 十五 条 許状の伝達は以下の通り定める。

入門、初伝、中伝、奥伝は、指導者が家元に代わって各教室においてこれを行う。

郡会司・准皆伝、師範許状及び紋許、特別階級、称号の伝達は、支部長及び支部役員、指導師範並びに兄弟姉妹弟子同席の上、家元にてこれを行う。

師範代、国会司・皆伝、准師範、准諸国総会司・准華教、諸国総会司・華教、教授の伝達は、支部講習会において支部長及び支部役員、指導師範並びに兄弟姉妹弟子、支部講習受講生同席の上、派遣講師が家元に代わってこれを行う。

第六章 財 政

(資産の構成)

第 十六 条 当組織の資産は次の通りとする。

- 一、会費
- 二、臨時会費
- 三、寄付金
- 四、事業収入

五、その他の収入

(会 費)

第 十 七 条 当組織の会費は細則において定める。

(経費の支弁)

第 十 八 条 当組織の経費は第十六条に掲げる資産で支弁する。

(予算及び決算)

第 十 九 条 当組織の予算は、会計幹事が作成し常任幹事会において定め、決算は監査を経て家元の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 二 十 条 当組織の会計年度は、毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終わるものとする。

第七章 雑 則

(地 区)

第二十一条 地区とは支部発足の前段階とし、本規約に基づき活動するものとする。

また全ての事項において、光風流家元及び光風流本部の指導の下に活動するものとする。

地区として活動の期間中は、本規約にある支部を地区、支部長を幹事長、副支部長を副幹事長と読み替えるものとする。

地区は発足十年以内に支部に移行するものとする。

(転 流)

第二十二条 他流所属の者にして当組織に加入せんとするときは、家元に申請しなければならない。

但し許状階級は家元の制規に基づき、当時の階級で認

める。

(所属替)

第二十三条 当組織所属者にして所属替えをせんとするときは、双方指導師範調印の上、所属支部長の承認を経て家元に具申するものとする。

(転居改姓等の具動)

第二十四条 当組織所属会員に、転居、改姓、死亡、その他事故ある時は、指導師範が速やかにその旨を支部長へ届け出、支部長より本部へ連絡する。

(除 名)

第二十五条 当組織所属会員にして、光風流の名誉を傷つけ、又その他光風流に著しい損害を与えた者は、常任幹事会において決定し、家元の承認を得て除名処分とし、書面にて全師範に通達する。

(各種団体加入の責務)

第二十六条 当組織の役員は、各都道府県いけばな協会、各市町村いけばな協会に全員加入のこと。又、当組織所属師範は上記各いけばな協会加入の責務あるものとする。
但し名誉顧問、顧問、名誉相談役、相談役、参与、名誉幹事はその限りにあらず。

(規約及び細則の改正)

第二十七条 当組織の規約及び細則の改正は、家元に於いてこれを行う。
又当組織に於いて改正しなければならない様な事情が出来たときは、家元にその旨具申する。

(細則の別冊記載)

第二十八条 細則は支部ごとの実情にあわせる必要があるので、別

冊記載とする。

(委 任)

第二十九条 この規約に無い事は常任幹事会で審議決定し、家元の承認を得て行う。

第九章 付 則

昭和36年 1 月 22日 加西支部・神戸支部・九州支部 実施

昭和36年 3 月 26日 西脇支部 実施

昭和43年10月 1 日一部改正

昭和43年10月 1 日 西播支部 実施

昭和45年 1 月 1 日一部改正

昭和46年 4 月 29日一部改正

昭和47年 4 月 1 日一部改正

昭和47年12月14日一部改正

昭和54年 1 月 10日 加東支部・黒田庄支部 実施

昭和62年 1 月 1 日一部改正

昭和62年 4 月 1 日一部改正

昭和63年 3 月 8 日一部改正

昭和63年 4 月 12日一部改正

平成 2 年 7 月 15日一部改正

平成 4 年 1 月 3 日一部改正

平成 5 年11月 9 日一部改正

平成 6 年 1 月 1 日一部改正

平成 6 年 1 月 1 日 播南支部 実施

平成 9 年12月10日一部改正

平成16年 1 月 1 日一部改正

平成16年 1 月 1 日 丹波地区 実施

平成 27 年 3 月 7 日一部改正

平成 27 年 4 月 4 日一部改正

令和 7 年 1 月 11 日一部改正

光風流初代家元

内藤 光風

光風流二世家元

内藤 正風